

寒河江市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、虐待を受けたと思われる高齢者（以下「対象者」という。）に対して、一時的に宿泊をさせることにより虐待から避難させるとともに、対象者の日常生活の指導及び支援を行うために実施する生活管理指導短期宿泊事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 この事業は、次の各号に掲げるサービス（以下「サービス」という。）を提供するものとする。

- (1) 養護老人ホームへの対象者の一時宿泊
- (2) 生活習慣等の指導及び支援
- (3) 対象者の体調管理

(利用対象者)

第3条 サービスの利用対象者は、本市に住所を有し、自宅で生活する概ね65歳以上の高齢者とする。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 伝染性疾患を有する者
- (2) 入院治療を要する者

(委託)

第4条 市長は、サービスの実施を社会福祉法人山形県玉葉会養護老人ホーム蔵王長寿園（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(利用の申請)

第5条 サービスを利用しようとする者は、寒河江市生活管理指導短期宿泊事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び市長が必要と認めた書類を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書に係る対象者の心身の状態等の調査を行い、サービスの要否を決定し、寒河江市生活管理指導短期宿泊事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によりサービスの実施を決定したときは、サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）に寒河江市生活管理指導短期宿泊事業依頼書（様式第3号。以下「依頼書」という。）を送付するものとする。

(利用方法及び利用者負担)

第7条 前条の決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設を退所する際、利用者負担金として、当該サービスに要した費用に100分の10を乗じて得た金額を事業者に直接支払わなければならない。

(委託料)

第8条 市長は、委託料として、サービスに要した費用から前条に規定する利用者負担金を控除して得た金額を事業者に支払うものとする。

(委託料の支払)

第9条 事業者は、毎月7日まで前月分の委託料を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、これを審査のうえ請求を受けた日から30日以内に事業者に支払うものとする。

(不正利得金の返還)

第10条 市長は、虚偽その他不正な行為により利用者がサービスを利用したときは、その者に対し、第9条の規定により市長が事業者に支払った委託料の全部又は一部について返還を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

様式第1号

寒河江市生活管理指導短期宿泊事業利用申請書

年 月 日

寒河江市長

殿

寒河江市生活管理指導短期宿泊事業を利用したいので、寒河江市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

氏名		年齢	満 歳
住所	寒河江市	電話	
緊急時の 連絡先	氏名	利用者との 関係	
	住所	電話	
かかりつけ 医療機関		診療科・ 医師名	

様式第2号

第 号
年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市生活管理指導短期宿泊事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました寒河江市生活管理指導短期宿泊事業の利用については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 利用の対象と認めます。
- 利用の対象と認めません。

対象者	住所
	氏名
決定内容	一時宿泊と日常生活の指導及び支援
	利用者負担金額 1日あたり 円 食費 1日あたり 円 別途送迎加算有
利用開始日	年 月 日から 年 月 日

様式第3号

第 年 月 日 号

様

寒河江市長

寒河江市生活管理指導短期宿泊事業委託通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の者に、寒河江市生活管理指導短期宿泊事業の利用を決定しましたので下記のとおり事業を委託します。

記

利用者	住所				生年月日	
	氏名				電話番号	
食費一日 当たり	利用者負担段階	段階	送迎	有	無	
	本市負担額	円	利用者負担額	円		
利用期間	年 月 日から 年 月 日					
緊急時の 連絡先	住所				電話番号	
	氏名				利用者との 関係	